

## 第76回もりまち桜まつり出店規約

### 出店条件

- (1) 出店者は応募時点で年齢が満20才以上であること。

### 免責

- (1) 出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負います。
- (2) 装飾や看板の設置などは、出店者の管理責任のもと細心の注意を払い行うこと。第三者に被害があった場合、主催者は一切の責任を負いません。

### イベントへの申込み

- (1) 申込み内容を元に選考をします。申込みされた全ての方に必ずしも参加いただけるものではなく、申込み台数、品目、車輛のサイズ等、運営の判断でお申し込みをお断りさせて頂く場合がありますので、予めご理解ください。
- (2) 森観光協会が作成したお申込書類（申込書・営業許可書コピー・消防用の開設届・店内配置図・誓約書）の提出を義務とします。
- (3) フリーマーケットではございませんので、家庭の不要物などの販売は出来ません。
- (4) 自主的な活動をする個人、グループ、団体単位での申込みが可能です。
- (5) 出店の有無の通知につきましては、3月中旬の予定としております。

### 搬入搬出

- (1) 搬入搬出作業は、各自、責任下でおこなってください。誘導はこちらで行いますが、荷運び等のお手伝いスタッフはおりません。
- (2) 青葉ヶ丘公園内にはキッチンカー以外の車輛は常駐できませんので、指定の駐車場への移動をお願いします。（連結車輛も同様となります）
- (3) 青葉ヶ丘公園内の出店場所についてはこちらで指定させていただきます。
- (4) 車輛による桜の木々への接触には十分にお気を付けてください。

### 備品について

- (1) 電力につきましては各自ご準備ください。

### 出店料について

- (1) 出店料は1日1店舗あたり2,000円とします。
- (2) 出店許可通知以降は、出店キャンセルをお申し出されても、出店料の支払い義務が生

じますことをご了承ください。その際にご請求書を送付いたします。

- (3) 出店料は会場使用料、許可使用料など、運営費全般に充てられます。そのため如何なる理由であっても返金に対応できません。
- (4) 出店料の支払い方法は当日、案内所にて現金でお支払いとします。

#### 出店品目について

- (1) 出店品目について下記制限がございます。
    - ・焼き鳥（豚・鶏）、ポテト、ジンギスカン、カキ氷、ソフトクリーム、わたあめ、おでん、いかめし、たこ焼き
- ※尚類似創作類につきましてはお申込みの際に事務局へご相談ください。

#### 催行中止について

- (1) 激しい雨や強風その他の天候不順、自然災害、事件、事故等により安全の為、主催者の判断で当イベントを中止または内容変更することがございます。その場合、出店料の返金、及び、売上補償はございません。予めご了承くださいました方のみお申し込みください。

#### 権利侵害について

- (1) 模倣品の販売禁止。模範品とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を侵害する製品のことを言います。例えば、有名ブランドのマークを真似したマークを付けたバッグなどがあります。
- (2) 海賊版の販売禁止。海賊版とは、著作権、著作隣接権を侵害する製品のことを言います。例えば、アニメーションやゲームソフトなどが著作権者に無断で複製され、販売されていることなどがあります。
- (3) 商用禁止布を用いたハンドメイド作品の販売禁止。ワークショップで使用する生地も同様です。デザインに著作権者がいる等の理由で、商用利用が禁止されている生地、商用禁止布、又は 商用不可布と呼びます。アニメキャラクターが描かれているものは、ほぼ該当いたします。
- (4) 出店時、スタッフからお声がけさせていただく場合がございます。注意勧告に従わない場合は、即時出店を中止いただきます。出店者はモラルとマナーを守って、責任ある商品の提供をおこなうよう努めてください。